



✿ 申し込みの要件

1. 合志市民であること

転入予定でも申し込むことができます。ただし、申し込み時に転入予定が分かる書類の添付がない場合は審査の際に減点となります。また、入所決定月の前月までに合志市に住民登録をしていなければ入所できません。

2. 保護者が、日中に児童を保育できないこと

保護者が、次の①～⑩に挙げる理由で、児童を保育できないことを証明する必要があります。

- ① 就労(*1)をしている場合
- ② 大学や職業訓練校などの学校(*1)に通っている場合
- ③ 出産予定の場合（出産予定月及び前後2ヶ月の最長5ヶ月間）
- ④ 病気やケガ、心身に障がい(*2)がある場合
- ⑤ 親族の看護・介護(*2)をする場合
- ⑥ 災害復旧にあたる場合
- ⑦ 求職活動を行う場合(*3)
- ⑧ 虐待やDVのおそれがある場合
- ⑨ 育休中に既に保育施設を利用している児童があり、継続利用が必要である場合（原則最長1年まで）
- ⑩ そのほか、市長が①～⑨に類する状態と認める場合

*1 ①②とは、1ヶ月あたり、**64時間以上** 就労もしくは同程度就学している状態をいいます。
月64時間以上就労していない場合や、職種・就労時間に相応しない収入と判断された場合は要件として認められません。

*2 ④⑤の場合でも、就労と同程度の要件が必要です。また、入所後も随時、状況を確認します。

*3 ⑦で申し込みした場合は、入所日から3ヶ月以内に就労を開始する必要があります。
3ヶ月以内に就労の開始がない場合は退所となります。（延長はできません）

3. 原則、全ての未就学児童が申し込みをすること

ただし、未就学児が次の①～④に該当する際は、申し込み不要となる場合があります。

- ① 幼稚園等に通園する（している）場合
- ② 病気やケガで入院している場合
- ③ 病気やケガで通院しているが、通院回数が多く保育施設に通所できない場合
- ④ 認可保育施設以外の児童福祉施設や、勤務先の託児所等に入所している場合

必要書類

次の書類が必要です。
すべての書類が揃わないと申し込みできません。
合志市ホームページより様式のダウンロードが可能です。



1. すべての申請者に共通する書類

1	新規入所申込書(認定申請書)	申し込み児童 1 人につき 1 枚必要です
2	健康状態等確認票	
3	家庭状況調査書	世帯につき 1 枚で構いません。
4	継続入所確認書	4 月の入所申込書（1 次募集）と 前年度 1～3 月の入所申込書を同時に 提出する場合

2. 保護者の保育の必要性を証明する書類

父母それぞれの書類が必要です。また、世帯につき 1 枚で構いません。

保護者の要件			提出書類	説 明
就 労	就労中 就労予定	会社員 など	・ 就労(予定)証明書	お勤め先・事業主等で証明していただきます 月64時間以上就労していない場合や、 職種・就労時間に相応しない収入と 判断された 場合は要件として認められません。
		自営業	・ 就労(予定)証明書 ・ 確定申告書又は開業届の写し	
		内 職	・ 就労(予定)証明書 ※雇用先で証明できない場合、就労を証 する書類及び収入額が確認できる書類	
	求職中		・ 就労(予定)証明書 ・ 求職・出産に関する申立書	入所後3ヶ月以内に就労(予定)証明書 の提出がない場合は退所となります
就 学	学校・職業訓練に 通学中（予定）		・ 在籍証明書 ※予定の場合は合格通知 ・ 時間割	在学の期間・1ヶ月間の就学日数・ 時間の分かるものが必要です
病 気 等	本人の病気・ケガ		・ 診断書または障がい者手帳 ・ 申立書(病気・ケガ・介護用)	子どもの保育ができない旨がわかる 記述が必要です
	病人の看護・介護		・ 診断書または障がい者手帳 ・ 申立書(病気・ケガ・介護用)	看護・介護の頻度等を詳しくご記入 ください
出 産	出産前後		・ 母子手帳の写し ・ 求職・出産に関する申立書	申込時に母子手帳をお持ちください 表紙等をコピーします (入所期間は、出産予定月及び前後2ヶ月を 基本として最長5ヶ月間です)

3. 申請児童以外に未就学のきょうだいがいる場合

家庭保育をしている場合は入所申込できません。

きょうだいの状況	必 要 書 類
幼稚園や認可外保育園に通園する	在籍(予定)証明書
病気等により入所できない	診断書または障がい者手帳、 申立書（病気・ケガ・介護用）

4. その他必要に応じて提出する書類

下記に該当する方は、前ページの申請書類と併せてご提出ください。

要 件	必 要 書 類
転入予定で入所申込をする	工事請負契約書・建築証明書・ 賃貸借契約書 等
児童本人または世帯員が 障がい者手帳を持っている	障がい者手帳・特別児童扶養手当受給者証 等
父母のいずれかが、単身赴任等により海外に住所をおいている	該当年度の給与証明書 等

就労開始日とならし保育について

✿ 就労開始（復帰）に伴う入所について

保護者の育児休業からの復帰など、就労開始日に合わせて、次のとおり申し込みができます。

就労開始日	入所可能月	例
就労開始月の 1日～14日までに就労開始	その前月から	5月14日までに復帰 →4月1日より入所可能
就労開始月の 15日～月末までに就労開始	その当月から	5月15日以降に復帰 →5月1日より入所可能

✿ ならし保育について

入所当初から慣れない環境で一日生活することは、児童にとって大変な負担となります。児童の負担を軽減するために、保育施設との話し合いによって、保育時間を徐々に伸ばし、施設での生活に慣らしていきます。

また、ならし保育は入所日（原則、毎月1日）から始まります。期間は児童の状況により異なりますが、通常 1 週間から 2 週間程度です。ならし保育の期間中はお迎えが早くなる場合もありますのでご注意ください。

なお、ならし保育期間であっても、通常の保育料を納付していただきます。



注意事項

1. 入所希望施設について

希望順位が入所審査時の優先度に影響することはありません。また、自宅近くの施設への優先や、保護者の個人的な理由（車の運転ができない等）を考慮することはありません。

2. 入所希望期間について

毎月1日から末日まで月単位での利用契約となるため、月途中で施設を利用開始又は退所される場合でも1ヶ月分の保育料が発生します。

3. 再度申し込みが必要となる事例について

- ◎『出産』の要件で入所された場合、利用期間満了で退所となり、延長はできません。その後、『就労』の要件で入所を希望する場合は、再度申し込みが必要となります。
- ◎年度途中で転園を希望する場合も、一旦退所してからの申し込みとなるため、認可保育施設を利用できない期間があります。

広域入所 ※市内認可保育施設との重複申し込みはできません。

下記に該当する場合に限り、市外認可保育施設への申し込みが認められます。

要 件	
1	父母いずれかの就労先、または通勤途中の自治体である
2	里帰り出産先の自治体である
3	父母の実家がある自治体である
4	市外保育施設に在籍中だが卒園まで半年以内である
5	市外保育施設に従業員枠で入所可能である

【注意事項】

- ◎上記要件の他に、希望先自治体の広域入所要件も満たす必要があります。希望先自治体によっては、合志市の要件だけでは申し込みできない場合がありますので、必ず事前にご確認ください。
(広域入所申込を受け付けていない自治体や公立保育施設への申込を受け付けていない自治体もあります。)
- ◎申し込み先は合志市ですが、審査は希望先自治体にて行われます。
- ◎広域入所は一度きりの審査となるため、「不承諾」となった場合の継続審査はありません。再度申し込みを希望する場合は、必要書類も全て再提出していただく必要があります。
- ◎『求職活動中』では申し込みできません。
- ◎希望先の自治体によっては、毎月入所の審査が行われるため、年度途中で契約が終了となる場合があります。